

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告ら訴訟代理人による 弁論

2024年2月13日第11回口頭弁論期日

1 争点

自由権規約	原告らの主張	被告の主張
9条1項 恣意的な拘禁の禁止	①合理性・必要性・比例性のない収容は恣意的な拘禁に当たる ②定期審査のない無期限収容は恣意的な拘禁に当たる	国内の法律で手続を定めていれば恣意的な拘禁にはならない
9条4項 裁判所で収容の適法性を遅滞なく審査してもらい、釈放される権利	日本の裁判手続は9条4項の要件を満たさず、司法審査が存在しない	人身保護法や行政事件訴訟法がこれに当たる
9条5項 違法に拘禁された人が賠償を受ける権利	①直接適用による賠償が可能 ②予備的に、国家賠償法1条1項を9条5項に適合解釈して賠償しなければならない	(明瞭な反論なし)

2 意見書の内容

1. 高田陽奈子大阪大学大学院准教授
「自由権規約の解釈方法について」
2. 村上正直大阪大学名誉教授
「東京地方裁判所令和4年（ワ）第528号
自由権規約に基づく損害賠償請求事件」
3. 松田浩道国際基督教大学准教授
「日本における自由権規約9条5項の国内実施」
4. 申恵丰青山学院大学教授
「意見書」

1. 高田陽奈子准教授の意見書

(1) 自由権規約の解釈方法について
ウィーン条約法条約31条、32条に従って解釈しなければならない

ウィーン条約法条約31条

1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする

2~4 略

9条1項の解釈方法

①趣旨及び目的

→自由権規約前文は「人類全ての尊厳及び平等の奪い得ない権利」を強調しており、普遍的な人権を保障する方向で解釈すべき

②文脈により：条文は他の条文と矛盾しないように解釈すべき

→生命権も「恣意的に奪われない」としており、法律さえあれば奪うことができるという解釈はありえない

③誠実な解釈：条約の文言はすべて意味があるように解釈すべき

→法律によらない自由の剥奪は3文目が禁じており、2文目の「恣意的」は別の意味に解釈すべき

④用語の通常の意味

→「恣意的」の意味として「合理性・必要性・比例性がないこと」が含まれると読むことは通常の意味の範囲内

→**自由権規約委員会の一般的意見**や、**恣意的拘禁作業部会の解釈**が重要

自由権規約委員会の一般的意見が 「用語の通常の意味」に当たる理由

- i 委員会の構成が、世界から選出された専門家から成り、地理的な公平性、多様性が担保されている
- ii 起草課程に透明性、公開性があり、国やNGOとの協議や議論を行って策定したという、手続面での正当性がある
- iii 自由権規約が、委員会に一般的意見の策定や、条約の履行状況を監視する権限を与えている

→一般的意見は原則として、条約の適切な解釈を示すと推定され、「用語の通常の意味」として反映される

※恣意的拘禁作業部会の見解についても同様のことが言える

ウィーン条約法条約32条

前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる (a)(b)略

→**国連移住グローバル・コンパクト**は、日本も参加し、国連総会で152か国もの賛成によって採択された文書であり、反復性も高い合意として、補足的手段として重視すべき

2. 村上正直名誉教授の意見書

(1) 9条1項「恣意的な拘禁」の意味

- i 「法律違反」と同じではなく、諸状況に照らして「合理性、必要性及び比例性」がなければならない
- ii 「必要性」は、法によらずに入国した人の入国記録や身元の特定のためや、逃亡のおそれがあるときなどに認められる
- iii 「比例性」は身体的・精神的な健康面について考慮しなければならないほか、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段がないことが求められる（最終的手段性）
- iv 必要性や比例性は時間の経過によって変化するため、定期的な審査のない無期限収容は許されない

(2) 9条4項の司法審査

- ・ Hebeas Corpus (人身保護令状) を念頭に置いた条文
- ・ 「適法性」は、国内法の手続のみならず、自由権規約9条1項を含む実質要件に反していないかも審査しなければならない

< 人身保護法は？ >

→ 人身保護規則4条が「法令の定める方式若しくは手続に著しく違反していることが顕著である場合」としており、手続が入管法に著しく反している場合しか使えない（自由権規約9条1項違反が審査されない）

< 行政事件訴訟法による手続は？ >

- ・ 退去強制令書発付処分¹の取消訴訟と併せて行う執行停止申立は、退去強制令書の取消訴訟を起こさなければならない。退去強制令書の発付は正しくても、収容するのは違法、という時に使えない
 - ・ 仮放免の義務付け訴訟と併せて行う仮の義務付け申立は、収容そのものの適法性を審査する手続ではない。
- 「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があること」という狭い条件があり、収容によって生命や健康を著しく害するような場合しか使えない

→ **日本には9条4項に当たる司法審査が存在しない**

3. 松田浩道准教授の意見書

(1) 自由権規約9条5項の直接適用

日本は条約の自動的受容方式を取っているため、条約はすべて国内法としての効力を持ち、直接適用が可能と推定される。例外的に直接適用できないかどうかを、主観的基準と客観的基準によって判断

i 主観的基準

→批准時に、直接適用しないという議論は国会でなく、排除の意思はなかった

ii 客観的基準

→条文の文言は、国家賠償法1条と同じくらい明確であり、そのまま適用可能

→**9条5項は直接適用でき、給付判決を行うことが可能**

(2) 国家賠償法1条1項の条約適合的解釈

日本は憲法98条2項で条約遵守義務を定めており、裁判所を含む全ての国家機関が、9条5項を实践するように国内法を解釈、適用しなければ、条約違反に問われてしまうため、国家賠償法1条1項を適合解釈しなければならない

→ **日本には、9条5項の直接適用、あるいは、国家賠償法1条1項の条約適合的解釈のいずれかの方法により、賠償を認める義務がある**

4. 申恵丰教授の意見書

3つの意見書全体について補強するもの

- ・ 入管収容について9条1項、9条4項を認めた自由権規約委員会の個人通報事例の内容
- ・ 国連恣意的拘禁作業部会の成り立ち、重要性
- ・ 国内裁判において、条約を直接適用した例や条約適合解釈をした例

など

3 原告デニズさん、サファリさんに対する収容が9条1項、4項に反すること

1. デニズさんに対する収容

(1) 合理性・必要性・比例性の要件について

入管法は、合理性・必要性・比例性を要件としない「原則収容主義」を採っており、この3つをあらかじめ検討せず、具体的な収容理由を示すこともなく収容したため、いずれも満たさない

(2) 定期的審査のない無期限収容

→入管法から明らか

(3) 司法審査なし

→入管法から明らか

→個別事情を検討するまでもなく、9条1項、4項に反し違法

念のため個別事情を踏まえた場合

(4) 目的に合理性がない

→デニズさんを収容する個別の目的がなく、合理性がない

→「在留活動の禁止」という目的は、個別の事情によらずに一律の全件収容を可能にするため、目的として合理性がない

(5) 必要性がない

→日本国籍の妻と同居しており、逃亡のおそれはない

→2週間仮放免後も入管に出頭し、逃亡のおそれがなかったことが明らか

(6) 比例性がない

→拘禁反応により健康状態が著しく悪化。抑うつ、自傷行為あり

→家族生活をする権利を侵害

→定期的な入管への呼出で足りた（より制限的でない手段があった）

→個別事情を踏まえても、9条1項、4項に反し違法

2. サファリさんに対する収容

(1) ~ (3) についてデニズさんと同じ。
念のため個別事情を踏まえた場合でも、

(4) 目的に合理性がない

→ サファリさんを収容する個別の目的がなく、合理性がない

→ 「就労を防止する」という目的は、自由権規約委員会は、仮放免中の生活に懸念を示し、収入を得る活動ができるよう検討を勧告しており合理性なし

(5) 必要性がない

→ 2016年の収容まで5年半にわたり、1,2か月に1度入管に無遅刻で出頭

→ 2週間仮放免後も入管に出頭し、逃亡のおそれなかったことが明らか

(6) 比例性がない

→ 収容の継続によってうつ病に罹患

→ 定期的な入管への呼出で足りた（より制限的でない手段があった）

→ 個別事情を踏まえても、9条1項、4項に反し違法

4 結論

- ・ デニズさん、サファリさんに対する収容は、自由権規約9条1項、4項に反し、違法であることは明らか
- ・ 9条5項によって賠償を認めるべき